

第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要図

現状・課題

- 国際化の進展などを踏まえ、フードチェーン全体を通じて、国際的に通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが一層必要
- 6次産業化や農商工連携等、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心の高まり
- SDGsの一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境保全型農業やGAPの取組が重要

推進方針

- 生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保
国際水準のGAPの導入、HACCPに沿った衛生管理の徹底、家畜伝染病の発生の予防まん延の防止など
- 食品の安全性を支える基礎づくり
人材育成、法令等の普及啓発、研究開発、危機管理体制の整備、農薬等の適正使用、飼料の安全性確保など
- 食に関する知識・情報の提供
迅速・積極的な情報提供、相互理解の推進、知識の習得機会の提供など
- 環境と調和した安全・安心な食品の生産
グリーン農業や有機農業等、持続可能な農業生産の推進、水域環境の保全など
- 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現
食育の推進、食品ロスの削減、道産農林水産物の生産、加工、販売の拡大など

講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本施策の推進

- 1 情報の提供
- 2 食品等の検査及び監視
- 3 人材の育成
- 4 研究開発の推進
- 5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

食に関するメールマガジン

- ・ 発行：月2回(H29)→月3回
- ・ 登録者数：6,231人(H29)→8,000人

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

- 1 食品の衛生管理の推進
- 2 農産物等の安全及び安心の確保
 - (1) クリーン農業及び有機農業の推進
 - (2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止
 - (3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止
- 3 水産物の安全及び安心の確保
 - (1) 生鮮水産物の鮮度の保持
 - (2) 貝類の安全確保
- 4 生産資材の適正な使用等
 - (1) 農薬の適正な使用等
 - (2) 動物用医薬品の適正な使用等
 - (3) 飼料及び飼料添加物の適正使用等と良質な飼料の確保
- 5 生産に係る環境の保全
 - (1) 農用地の土壌汚染の防止
 - (2) 水域環境の保全
 - (3) 地下水の汚染の防止

国際水準のGAPの認証数
148農場(H29)→350農場

HACCP手法による衛生管理導入施設数
1,367施設(H29)→2,250施設

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

- 1 適正な食品表示の促進等
 - (1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進
 - (2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進
- 2 道産食品の認証制度の推進

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

- 1 情報及び意見の交換等
- 2 食育及び地産地消の推進
- 3 道民からの申出

世界から信頼される
食の北海道ブランドへ

“めざす姿”
の実現

第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

1 計画策定の趣旨

- ・ この計画は、「北海道食の安全・安心条例」(平成17年3月制定)に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするもの
- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用や食品への異物混入等、食の安全・安心に関わる重大な事案の発生など、食の安全・安心に対する消費者の関心がますます高まる中、食料を安定的に供給するための食関連産業の振興と、豊かな食生活の実現や食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、消費者などの期待と信頼に応えていくことがこれまで以上に重要
- ・ 多くの道民の方々から意見をいただきながら、平成30年に条例に基づく施策の実施状況などについて点検・検証を行い、その結果を踏まえ策定

2 計画の位置付け

この計画は、北海道総合計画に沿った特定分野別計画及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく地産地消促進計画として位置付け、その他の関連する計画と相互に連携し計画の推進を図るとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するもの

3 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

4 計画の推進体制

「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に施策を推進

5 計画を推進するための関係者の責務と役割

条例に基づく道の責務、生産者等の責務、道民の役割を規定

6 計画の管理

計画の進捗状況の随時点検と年次報告の議会提出・公表

第2部 施策の推進方向

1 食の安全・安心をめぐる情勢

(1) 社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化や人口減少などによる社会構造の変化、日EU・EPAやTPP11の発効など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、フードチェーン全体を通じて、国際的にも通用する食の安全・安心確保に取り組むことが一層必要
- ・ 6次産業化や農商工連携等地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心が高まっており、今後、一層の取組が求められている

- ・ 国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組、またGAPの取組が重要

（2）食の安全・安心を取り巻く状況

- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用、食品への異物混入、冷凍食品への農薬の混入、産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通などの重大な事故等が発生しており、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が必要
- ・ 食品の安全・安心の確保に係る法令・基準等の制定・改正

2 食の安全・安心をめざす姿

国際的に通用する食の安全・安心の確保の重要性や、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出への関心、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性の高まりなど、食をめぐる課題や新たな情勢に対応しながら食の安全・安心に係る施策を効果的に推進し、食の安全・安心のゴールが明確となるよう、「めざす姿」を設定し、道民の皆様と共有

めざす姿：「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」

3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

条例の点検・検証結果や食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応し、食の安全・安心に関する施策を効果的に推進するため、施策の重点的な推進方向を設定

（1）生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保

国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けて、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階において、衛生管理の徹底を推進

取組の主なもの

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、農業における食の安全・安心の確保・強化や環境保全、労働安全等を確保する国際水準のGAPの導入の促進、また、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための家畜伝染病の検査及び監視の実施、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に円滑に対応できるよう、食品等事業者に対し制度の周知やHACCPに関する指導・技術的助言、人材育成支援など、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進

（2）食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などが促進されるよう行政が支援

取組の主なもの

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談等の実施により、食品産業を担う人材の育成と資質の向上、次世代における食の安全・安心を支える担い手の育成を推進
- ・ 食品衛生や食品表示に係る法令等の普及啓発、食品や食品関係施設、食品表示に対する検査、監視などの計画的な実施による食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の

安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進

- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進
- ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用や飼料の安全性確保を図るため、製造・販売業者や生産者等に対する指導や啓発を実施

(3) 食に関する知識・情報の提供

食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や、食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養成

取組の主なもの

- ・ 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供とともに、食の安全・安心に関して日常的に提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報提供を推進
- ・ 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションの実施、食の安全性などに関する講習会、研修会等の開催や地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、食に関する知識を習得する機会の提供を推進

(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産

国連での持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食品の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を推進

取組の主なもの

- ・ 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及への取組など、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する環境にも配慮した持続可能な農業生産を推進
- ・ 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化など、農畜産物生産に係る環境の保全を推進
- ・ 公共用水域及び地下水の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全など、水域環境の保全を推進

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進

取組の主なもの

- ・ 道内で生産した農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組の推進、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動等の取組の推進など、道産農林水産物の生産、加工、販売を拡大
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習の取組への支援など、消費者と生産者等との相互理解を促進
- ・ 農林水産、保健福祉、教育など様々な分野の関係者が連携しながら、総合的に食育の取組を推進するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する食品ロスの削減に向け「どさんこ愛食食べきり運動」の取組を推進

第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- ・ 食の安全・安心に関する情報を積極的に収集・分析しながら正確かつ速やかに提供するとともに、メールマガジンをはじめ道の広報誌や様々な情報媒体を活用し、食の情報や食の安全・安心に関する情報を広く提供
- ・ 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携しながら、各種講習会など食に関する知識の習得機会を提供

2 食品等の検査及び監視

- ・ 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査及び食品関係施設の監視指導を実施
- ・ BSE対策として、月齢による分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去を指導
- ・ 生産者、事業者による自主検査の定期的な実施を啓発・指導
- ・ 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者に対して、表示の調査や監視を実施

3 人材の育成

- ・ 衛生管理等に関する研修会、講習会や技術指導などを実施し、責任者から担当者まで広く対象として食品産業を担う人材の育成を推進
- ・ 栄養教諭や管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などの資質向上への取組のほか、食品衛生管理者養成コースの学生への講義や道立農業高等学校での学習内容の充実による学校や地域における人材の育成を推進

4 研究開発の推進

- ・ クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術、食品衛生に関する研究の推進など、地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等のニーズを的確に把握した食の安全・安心に関する研究開発を推進
- ・ 研究成果発表会、技術相談や技術指導等による試験研究成果の移転を促進するほか、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じ生産者等への技術指導による研究成果を普及

5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

- ・ 関係機関・団体と日頃から連携を維持し円滑な協力体制を確保するほか、緊急事態の発生時にはマニュアルに基づいた迅速かつ適切な対応を実施
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- ・ 農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する国際水準のGAPの実施や、国際水準のGAP認証取得の拡大に向けて、指導者の育成確保や推進体制の整備などを促進
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品等事業者に対し制度の周知や指導・技術的助言など自主衛生管理の取組を促進

- ・ 食品の衛生管理や品質管理などに関する技術講習会等の開催、技術指導・相談などにより、食品関係事業者の取組を技術面で支援

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

ア クリーン農業の推進

- ・ 高度なクリーン農業技術など化学合成農薬や化学肥料の使用の一層の削減に向けた技術開発を推進
- ・ 登録生産集団に対する技術指導など、生産の拡大を推進
- ・ 産地、消費者、流通業者等へのセミナー開催などにより、YES!clean 表示制度の普及を推進

イ 有機農業の推進

- ・ 総合的病害虫・雑草管理技術の体系化等、有機農業技術の開発・普及を推進
- ・ 有機農業経営に係る実践的な情報の提供など、有機農業への参入・定着の促進
- ・ 生産者と流通・販売事業者とのマッチングや量販店と連携した需要喚起など、有機農産物の販路確保を促進

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

- ・ GM条例や交雑防止基準の周知、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画の実態把握を実施

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく牛、馬、鶏、豚等の検査や鳥インフルエンザのモニタリング等を実施し、早期発見とまん延防止を推進
- ・ 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、立入検査や適正な取扱いを指導するほか、BSE対策の有効性を確認するため法令に基づく死亡牛等の検査を実施

3 水産物の安全及び安心の確保

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

- ・ 鮮度保持技術を取りまとめたマニュアルや研究開発技術の普及により、産地段階での自主的な鮮度保持の取組を促進
- ・ 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術開発や施設整備に取り組むほか、生産者団体等が行う鮮度保持に優れた水産物の積極的なPRの取組を支援

(2) 貝類の安全確保

- ・ ホタテガイ等の貝毒検査や貝毒プランクトンの発生状況のモニタリング調査の実施や、加工処理についての巡回指導により、貝類の安全を確保

4 生産資材の適正な使用等

(1) 農薬の適正な使用等

- ・ 北海道農薬指導士の認定により農薬使用者の資質の向上を図るとともに、農業者に対し農薬の適正使用等を指導
- ・ 農薬販売業者等への立入調査等を実施し、農薬の適正な販売・使用を確保

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

- ・ 動物用医薬品販売業者や動物診療施設への立入検査を計画的に実施
- ・ 研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により生産農場における使用状況について監視指導を実施

(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

- ・ 飼料製造業者、販売業者等への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性を確保
- ・ 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、飼料規制の実効性を確保
- ・ 関係機関・団体と連携した飼料自給率向上に関する情報の共有やサイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進

5 生産に係る環境の保全

(1) 農用地の土壤汚染の防止

- ・ 特殊肥料生産業者に対して、知事への届出の際に有害物質の分析結果の提出を指導し、特殊肥料の安全性を確保
- ・ 肥料の品質等の保全、公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者に対して立入検査を実施

(2) 水域環境の保全

- ・ 公共用水域の常時監視や工場・事業場に対する立入検査等や、家畜排せつ物法の遵守状況についての巡回調査等により監視指導を実施
- ・ 水源かん養や水質浄化など多面的機能確保のための森林の整備・保全や、水産動植物の繁殖や水質浄化等、藻場・干潟等の公益的な機能の維持・回復に向け、保全活動を行う組織を支援

(3) 地下水の汚染の防止

- ・ 地下水を常時監視するとともに、汚染が確認された飲用井戸の利用者に対して必要な指導を実施
- ・ 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により適正な施肥を普及・指導等を実施

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品表示の促進等

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

- ・ 食品表示法等、食品表示制度について、セミナーの開催などによる普及啓発、事業者等からの相談への対応や社内研修への協力などを実施
- ・ 食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況の把握や必要な指導を実施
- ・ 北海道で生産された原材料を使用し、道内で製造・加工された食品を登録する道産食品登録制度のPRにより、制度の普及と登録食品の販路拡大を促進

(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

- ・ 米穀等について、米トレーサビリティ制度の遵守義務の履行状況を確認するため、関係機関と連携し米穀事業者への巡回指導や立入検査を実施

2 道産食品の認証制度の推進

- ・ 道産食品独自認証制度について、イベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など、消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- ・ 道民の関心が高いテーマのリスクコミュニケーションを実施
- ・ テーマに応じた開催方法・内容等の工夫など、リスク評価とリスク管理についての知識と相互理解が深まるよう実施

2 食育及び地産地消の推進

(1) 食育の推進

- ・ どさんこ食事バランスガイド等を活用した食生活に関する正しい知識を普及するとともに、高齢者に対して健康寿命を延ばすことの重要性や健康づくり、生活習慣病の予防、改善に向けた食育の必要性に対する理解を促進
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発など、「食」に関する理解を深める食育を推進
- ・ 市町村食育推進計画の作成促進や食に関わる関係者のネットワークの強化など、食育推進体制を強化

(2) 地産地消の推進

- ・ 地産地消や食育などを総合的に推進する、愛食運動の積極的な展開と道産農林水産物の販路拡大の取組を推進
- ・ 北海道米の幅広いPR活動の展開、「麦チェン」の取組の積極的な推進、地場資源を使った新製品の開発など地産地消の取組を推進
- ・ 消費者と生産者等との交流活動や体験学習などの取組により相互理解を促進し、消費者と生産者等との結び付きを強化
- ・ 6次産業化、農商工連携、食クラスター活動などの取組による道産農林水産物の付加価値向上や関連産業の振興を推進
- ・ 全国の百貨店での本道の食と観光のPRやグリーンツーリズムに関する情報発信など、観光産業との連携を強化

3 道民からの申出

- ・ 食の安全・安心に関する専用電話など相談・申出窓口を開設し、道民から相談や申出ができるような体制を整備
- ・ 受理した情報等を関係部局で共有化及び一元的に管理するとともに、国等の関係機関と定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を強化